振込規定の一部改正

振込規定の一部を次のとおり改正する。

| 改　　正　　後 | 現　　　　　行 |
| --- | --- |
| １～４．（省略）  ５．(証券類による振込)  (1)（省略）  (2) 当組合の本支店（削除）にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。  (3)～(5)（省略）  ６～10.（省略）  11．(手数料)  (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。  (2) 訂正の受付にあたっては、当組合所定の訂正手数料をいただきます。  (3) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。  (4) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。  (5) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。  (6) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。  (7) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。  12～14．（省略）  15.（規定の変更等）  (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。  (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。  以上  （令和2年4月1日現在） | １～４．（省略）  ５．(証券類による振込)  (1)（省略）  　(2) 当組合の本支店（所）にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。  　(3)～(5)（省略）  ６～10．（省略）  11．(手数料)  (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。  （新設）  (2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。  (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。  (4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。  (5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。  (6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。  12～14．（省略）  15.（規定の変更等）  (1) （追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。  (2) 前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。  以上  （令和元年11月11日現在） |